

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙6)

現 行	改正案
<p>III－2－6 取引時確認等の措置 (略) (1) 主な着眼点 犯収法に基づく取引時確認等の措置の的確な実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にすること。 <u>(新設)</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 海外営業拠点(支店、現地法人等)のテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策を適切に行うよう努めているか。 (注) 特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>ロ. 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行なうよう努めているか。</p> <p>ハ. 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリ</p>	<p>III－2－6 取引時確認等の措置 (略) (1) 主な着眼点 犯収法に基づく取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。)記載の措置の的確な実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>(注1) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にすること。</p> <p>(注2) リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 海外営業拠点(支店、現地法人等)のテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策を適切に行っているか。 (注) 特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>ロ. 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。</p> <p>ハ. 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙6)

現 行	改正案
<p>ング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に<u>情報提供するよう努めているか</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国・地域 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容 	<p>ング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に<u>情報提供しているか</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国・地域 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の<u>取引時確認等の措置の履行</u>に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の<u>取引時確認等の措置の履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置</u>に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>(以下略)</p>